

## ⇨ 家内労働者等の必要経費の特例

**Q** : 私は自宅で内職をしています、確定申告の際に必要な経費を実額(20万円)で計算しました。先日、知人に「家内労働者等の必要経費の特例を適用すれば必要経費を65万円にすることができる」と聞きましたが本当ですか? 本当なら更正の請求は認められますか?

**A** : 更正の請求を期限内に提出すれば特例の適用は認められます。

### 【解説】

家内労働者等が事業所得又は雑所得を有する場合において、これらの所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が65万円に満たないときは、65万円を必要経費とするという特例があります。この場合の家内労働者等とは、次に掲げる者をいいます。

- ①家内労働法に規定する家内労働者
- ②外交員、集金人、電力量計の検針人
- ③特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者

一方、更正の請求ができるのは、「申告書に記載した課税標準若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあった」ことにより納税額が過大になっている場合などです。

ご質問の場合、あなたは家内労働法に規定する家内労働者に該当しますので、特例の適用を受けることができます。また、特例を適用しなかったことは課税標準の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったことに該当しますので、更正の請求は認められることとなります。

